



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
2月21日
第590号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供(国際課)	1
保安林予定森林の通知(森林保全課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	2
道路区域の変更(道路保全課)	3

○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課)	3
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課)	5

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告(湖北)	5
-----------------------	---

○ 公安委員会告示

道路交通法による指定講習機関および運転免許取得者教育を行う者の代表者の氏名の変更(運転免許課)	6
---	---

告 示

滋賀県告示第70号

滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査票情報の提供を受けた者の氏名または名称 滋賀県警察
- 県統計調査の名称 外国人の住民基本台帳人口調査
- 調査票情報の利用目的 県内各市町に居住する外国人の数、国籍等を把握した上で、滋賀県警察および各警察署において在留外国人等の安全確保と相互理解に向けた総合対策を講じるため
- 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 滋賀県に居住の外国人人口
- 調査票情報の利用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 調査票情報を提供した年月日 令和7年2月12日

滋賀県告示第71号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 保安林予定森林の所在場所 高島市音羽字石穴846-2、847-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第72号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 保安林予定森林の所在場所 大津市滋賀里町字熊谷甲574、字観音堂甲602、字長等山甲613-1、字茅花ヶ谷甲624、字フロ山甲674-1、字真岩甲679

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第73号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
メロディ薬局	大津市大萱1-16-23	薬局	堀井香菜	令和6.6.1
あろは訪問看護ステーション	大津市月輪三丁目29番4号	訪問看護	—	令和7.2.1
ユタカ薬局甲南	甲賀市甲南町新治2027	薬局	伊藤賢優	令和7.2.1
訪問看護ステーションオリープのさと	甲賀市水口町八坂2-52	訪問看護	—	令和7.2.1
さつき調剤薬局	彦根市高宮町1793-1	薬局	中村純子	令和7.2.1
訪問看護ステーションハート	彦根市地蔵町166-3-3	訪問看護	—	令和7.2.1

滋賀県告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	ユタカ薬局甲南	甲賀市甲南町新治2027	薬局	伊藤賢優	令和7.2.1
	訪問看護ステーション				

育成医療・ 更生医療	シオンオリーブの さと	甲賀市水口町八坂2-52	訪問看 護	—	令和7.2.1
育成医療・ 更生医療	訪問看護ステー ションハート	彦根市地藏町166-3-3	訪問看 護	—	令和7.2.1

滋賀県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年2月21日から令和7年3月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	小浜朽木高島線	高島市安曇川町南古賀字仮屋 立2137番1地先から	変更後	最小 12.8m } 最大 56.1m	755.7m	道路改良工事 (バイパス) に伴う道路区 域の変更 なお、現道は 従前のとおり
		高島市安曇川町常磐木字宮北 1116番1地先まで		最小 5.8m } 最大 16.6m		
	常磐木音羽線	高島市安曇川町常磐木字宮北 1121番4地先から	変更後	最小 16.6m } 最大 51.8m	77.3m	
		高島市安曇川町常磐木字宮北 1119番1地先まで	変更前	最小 15.4m } 最大 38.0m	84.6m	

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂守山店 守山市梅田町113番2

2 意見の概要

(1) 守山市からの意見

ア 守山市の生活環境を保全する条例(昭和51年守山市条例第26号)を遵守すること。また、事前協議の上、条例に基づく必要な書類の提出を行うこと。

イ 適切な排水施設の設置、油水分離槽(特に最終^{ます}槽)の設置について、事前に検討の上協議すること。

ウ 高さが12メートルを超える建築物または地下を除く階層が4階以上の建築物を建築する場合、電波障害対策について協議すること(守山市開発行為指導要綱(平成17年守山市告示第39号)第28条)(電波障害机上検討報告書(デジタル放送)および誓約書を提出すること。)

エ 夜間や朝方のアイドリング等による騒音で、近隣住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、利用者に向けた注意喚起等に努めること。

オ 廃棄物の減量化および再資源化に努めること。

カ 建替えに伴い店舗側に屋上駐車場、店舗向かい側に平面駐車場が計画されており、旧店舗と比べて、車の出入り箇所が増えることに加えて、歩道橋がなくなることで歩行者の往来が増える。従来から近隣には多数のマンションが立ち並び、駅前で人通りが多いエリアであることから歩行者の安全確保、また近隣の生活環境保持の観点から、市道梅田1号線の歩道を整備(幅員拡張、横断勾配1以下、透水性舗装)する等対策を求める。

キ 市道梅田6号線を利用する搬出入車両の進入ルート上には、多くの子どもたちの遊び場となっている下井田公園の出入り口が面していることから、子どもの安全に対する配慮については、利用時間調整以外の配慮事項についても検討すること。

ク 市道梅田6号線を利用する搬出入車両の進入ルート上には、多くの子どもたちの遊び場となっている下井田公園の出入り口が面しており、当該公園は近隣の保育施設が園外保育時に利用する場合があるので、交通安全対策を求める。

(2) 住民からの意見

ア 入口について、旧店舗の入口は3か所あったため、駅方向から来店する人は正面入口を、逆方向は大通り沿いの狭い入口か市道(梅田1号線)に入った大きめの入口を利用していた。しかし、今回大通り(市道駅前泉町線)側には1か所しかない。その前の歩道には大通りを渡る横断歩道があり、市道との横断歩道もある。駐車場へ向かう車は市道に入る必要があり、横断歩道付近には待つ車と待つ人と待つ自転車が集まる。制御箱も置かれており、極めて危険である。説明会で話したところ、市道側には1か所入口を設けたため、分散すると回答されていたが、考えればわざわざその入口に行く人が多くいるのかは疑問であり、横断歩道の問題の解決はされていない。この道は駅につながる道であり、買い物客以外にも多くの人を通る。特に通勤および通学(徒歩および自転車)が多くなる夕方の混雑が気になる。

イ 駐輪場について、旧店舗では店の規模や立地の関係から、平日に近隣の住民が日常のこまごまとしたものを買い求める方が多かった印象がある。車を持っていない年輩の方、駅近でスーパーおよび銀行があるため住み替えた方ならびに車の代わりにシニアカー、または三輪自動車を利用する方が多く、買い物カート持参率も高い。幼稚園、保育園または小学生の子どもを持つ保護者および塾も多いため小腹を満たす中高校生といった方々もよく見かけた。そのため大通り沿いの駐輪場はいつもいっぱいであった。休日は車を利用しての来店もあるかと思うが、開店フィーバーが収まると、入るテナント次第では、近くの店舗、草津方面等に行かれる方が多くなることは想像できる。守山市は、ほとんどが平地であるため自転車利用の方が多い。特に、幼稚園および保育園が近いため、幼児が2人乗れる大きな自転車もよく見られる。動き回る子どもに対し常に車を意識しなければならぬため、子育て時の経験から思うと駐輪場の②および③に止めることは少し懸念される。他の利用者も含めだれもが駐輪場①の入口駐輪場を目指すと考え。

ウ 駐輪場の収容台数が116台となっているが、1台当たりの占有面積はどのくらいであるのか。基準は、ママチャリと呼ばれる大きさ位であるのか。自分に加えて子どもおよび荷物を載せる大きい自転車ではどれくらい余裕があるのか。旧店舗が混み混みで大変そうであったため、改善されるのか気になる。

エ 駐輪場を有料化するとの話も出ていたが、重い自転車をラックに乗せたり降ろしたりすることは大変である。

オ 一番混むことが想定される正面の広場は、人と自転車が共に安全に動けるようにしてほしい。ベンチや植栽などは邪魔なものかもしれない。

カ 交通量について、旧店舗の閉店によりここまで人や車の流れをなくすとは正直驚きである。大規模小売店舗立地法に伴う説明会で配られた資料に載せられていた交通量の調査では開店後も余裕で大丈夫となっていたが(調査日時24年1月)、交通量の増加には注意を払うことを求める。

キ 1月になり基礎工事が進み、大きさがわかってきた。新店舗が小さな川をひとつまたいだ間2mから3mまでもないぎりぎりに建つことに気づいた。今までは駐車場の壁の圧迫感があったとはいえ、車での来店は少なくあまり存在を感じずにいた。しかし、今回は家のリビングの目の前にスーパー自体が建設される。バックヤードが隣り合うことで荷さばき時の音(早朝から)、総菜等の調理のにおいおよびエアコン、冷蔵庫等のモーターの重低音が気になる。

ク 3階が屋上駐車場になるが、音や排気ガスとともに喫煙がある。昨今、家は汚したくない、子どもがいる等の理由から外で吸われる方がいる。屋上は、外という開放感、人目につきにくい等の理由で格好の喫煙場所になりかねない。煙草の煙および臭いが苦手な者にとっては、たとえ数メートル離れていても気づき調子が悪くなる。受動喫煙防止の面からも規制してほしいと切に願う。

ケ 開店日時について、滋賀のタウン情報を出す方が「2025年5月20日守山店開店」と載せているのを発見した。滋賀県のホームページでも大規模小売店舗立地法に基づく公告を見ると、新設をする日が令和7年5月20日になっていた。説明会で何度も開店予定は25年11月中旬が正しいと伝えられたので、設置者に問い合わせたところ、結局11月中旬が正しいと伝えられた。そこで設置者のホームページ等で訂正してもらうことを求めた。しかし、現在でも5月20日開店と掲載されているサイトがある。スーパーの開店は、住む場所の選択に大きくかわる。なぜ訂正をかけないのか、あまりにも軽く考えられているのではと思う。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和7年2月21日から令和7年3月21日まで

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
犬上郡豊郷町大字安食南350番地11 株式会社ときわ技建工業 代表取締役 堀貴登	犬上郡豊郷町大字下枝字竹ノ尻24番、25番1、26番1、26番2、27番1、28番1、29番1、30番1、31番12	6,615.27㎡	令和7.2.13	6590

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、早崎内湖土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年2月21日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國友 芳蔵

理事および監事の別	氏名	住所
理事	松村 賢治	長浜市湖北町海老江409番地
監事	伊藤 啓明	同 市安養寺町633番地

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第18号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定および同法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定を受けた者から代表者変更の届出があったので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第2項および運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年2月21日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

名称	代表者の氏名		変更年月日
	変更前	変更後	
近江鉄道株式会社 真野自動車教習所	飯田 則昭	藤井 高明	令和7.1.1